

## 議案第15号

### 取手市消防団条例の一部を改正する条例について

取手市消防団条例（平成23年条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

#### 提案理由

災害の頻発・激甚化による消防団員の負担の増加等を踏まえ、総務省消防庁が新たに定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の処遇改善を図るほか、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市消防団条例の一部を改正する条例

取手市消防団条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(服務規律)</p> <p>第10条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところから従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第14条 団員に対する報酬は、<u>年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p>2 <u>団員には、年額報酬として別表第1に定める額を支給する。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する年額報酬について、団員が年の中途において任命されたとき、又は年の中途において退職、失職若しくは死亡によりその職を離れたときは、その報酬は、月割りによって計算し支給する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>5 <u>団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事したときは、出勤報酬として別表第2に定める額を支給する。</u></p> <p>6 <u>報酬の支給方法は、規則で定める。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条 <u>団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表第1に定める額の旅費を支給する。</u></p>	<p>(服務規律)</p> <p>第10条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところから従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第14条 団員に対する報酬は、<u>取手市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第59号)の規定に基づき支給する。</p> <p>2 <u>報酬は、半期ごとに等分し、それぞれの期における最終月の末日までに支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条 <u>団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、費用弁償として別表に掲げる額を支給する。</u></p>

2 前項の旅費の支給方法は、取手市職員の旅費に関する条例(昭和32年条例第81号)の規定により一般職の職員に支給される旅費の例による。

別表を次のように改める。

別表第1 (第14条, 第15条関係)

年額報酬		旅費の額 (相当する職)
職名	支給額(年)	
団長	142,000円	副市長
副団長及び方面隊長	98,000円	〃
方面本部員	80,000円	〃
分団長	55,000円	〃
副分団長	45,500円	〃
部長	37,000円	3級
班長及び機関要員	37,000円	〃
団員	36,500円	〃

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第14条関係)

出勤報酬		
分類	区分	支給額(1日につき)
災害出勤	火災(鎮火後の再燃防止活動を含む。)	8,000円 (1回の出勤が4時間に満たない場合は, 4,000円)
	水害	
	その他の災害	
警戒出勤	堤防の巡視, 警戒, 搜索等	2,000円
	市長が特に必要と認める警戒, 搜索等	
訓練等	演習, 消防, 水防訓練等	2,000円
	防災訓練, 救命講習会の指導等	
	防火診断等	
その他	一定期間継続して行う訓練(ポンプ操法訓練等)	1,000円
	市長が特に必要と認めるもの	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第59号)の一部を次のように改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 (対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)			
別表(第1条, 第5条関係)			
職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員		(略)	副市長
選挙管理委員会の部から選挙立会人の部まで		(略)	(略)
防災会議委員		日 6,300	(略)
国民保護協議会		(略)	(略)
消防団	団長	年 <u>142,000</u>	〃
	副団長及び方面隊長	〃 <u>98,000</u>	〃
	方面本部員	〃 <u>80,000</u>	〃
	分団長	〃 <u>55,000</u>	〃
	副分団長	〃 <u>40,000</u>	〃
	部長	〃 <u>35,000</u>	3級
	班長及び機関要員	〃 <u>32,000</u>	〃
	団員	〃 <u>29,000</u>	〃
政治倫理審査会	会長	且 6,700	副市長
	委員	(略)	(略)
特別職報酬等審議会の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員		(略)	副市長
選挙管理委員会の部から選挙立会人の部まで		(略)	(略)
防災会議委員		日 6,300	(略)
国民保護協議会		(略)	(略)
政治倫理審査会	会長	<u>日</u> 6,700	<u>日</u>
	委員	(略)	(略)
特別職報酬等審議会の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)